

通 関 業 の 許 可 の 承 継 に つ い て

標記のことについて、通関業法第11条の2第4項の規定に基づき、下記のとおり通関業の許可の承継を承認したので同条第7項の規定により公告する。

記

- 1 承継を受ける者の氏名又は名称及び所在地

株式会社新開トランスポートシステムズ
東京都江東区東陽三丁目7番13号 (法人番号: 5010601039191)

- 2 承認前に通関業の許可を受けていた者の氏名又は名称及び所在地

株式会社エステーエス入船
東京都港区海岸三丁目22番地34号 (法人番号: 4010801014581)

- 3 承継を受ける通関業の許可に係る営業所の名称及び所在地

東京営業所 (現本社営業所)
東京都港区海岸三丁目22番地34号

成田営業所 (現成田営業所)
千葉県成田市古込字込前154番地4
第1貨物代理店ビル306号

- 4 承継年月日

令和4年4月1日

- 5 許可条件

なし

令和4年3月17日

東京税関長 諏訪園 健司